

久留米市移動支援事業実施要綱

(平成18年久留米市告示第332号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項の規定により久留米市が行う同項第8号の移動支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、久留米市とする。

2 久留米市は、事業(利用対象者、利用できるサービスの内容及び利用料の決定を除く。)を、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人等(事業を行う事業所において別表第1に定める基準を満たす従業者を置くものに限る。)であって、適切な事業運営を行うことができると認められるものに委託するものとする。

- (1) 平成18年9月30日における法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護(以下「外出介護」という。)に係る法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者(以下「指定事業者」という。)
- (2) 法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護又は同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護等」という。)に係る指定事業者
- (3) 居宅介護等に係る法第30条第1項第2号イに規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業者として市長の登録を受けている者

(利用対象者)

第3条 事業によるサービス(以下「サービス」という。)を利用することができる者は、久留米市を居住地とする在宅の障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者(身体に障害のある者が15歳に満たないため、同条第1項に規定する保護者が交付を受けている場合は、当該障害のある者)であって、次に該当するもの
 - ア 肢体不自由の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当するものであって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 前各号のいずれかに準ずるものとして、市長が特に認めるもの
(サービスの内容)

第4条 サービスの内容は、屋外での移動が困難な障害者等(前条各号に掲げるものに限る。)について、次に掲げる外出のための支援を行うこととする。

- (1) 社会生活上必要不可欠とされるもの
- (2) 余暇活動等の社会参加のためのもの
(利用の申請及び決定等)

第5条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という)は、利用申請書(第1号様式)を福祉事務所に提出しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、サービスの利用の可否を決定し、当該決定内容を利用(決定・却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、サービスの利用を決定したときは、申請者に対し、当該決定に係る事項を記載した利用者証(第3号様式。以下「利用者証」という。)を交付するものとする。

(利用決定の変更等)

第6条 前条第2項の規定によるサービス利用の決定を受け、当該サービスを利用する者(以下「利用者」という。)は、当該サービスの内容を変更しようとするときは、変更申請書(第4号様式)を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、サービス内容の変更の可否を決定し、当該決定内容を利用変更(決定・却下)通知書(第5号様式)により利用者へ通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、サービス内容の変更を決定したときは、利用者に対し利用者証の提出を求め、当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(利用決定の取消し)

第7条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が死亡し、又は市外に転出したとき
- (2) 利用者が虚偽の申請又は不正の行為によってサービス利用又はサービス内容の変更の決定を受けたとき
- (3) その他利用者がサービスを利用することが不相当であると市長が認めるとき

- 2 福祉事務所長は、前項の規定によりサービス利用の決定を取り消したときは、当該取消しに係る利用者に対し、利用決定取消通知書(第6号様式)により通知するとともに、利用者証の返還を求めるものとする。

(サービス利用の方法)

第8条 利用者は、事業の委託を受けた社会福祉法人等(以下「受託者」

という。)に利用者証を提示して、サービスの提供を受けるものとする。

(利用者負担)

第9条 利用者は、サービスを提供した受託者に対し、別表により算定したサービスに要する費用(以下「サービス費用」という。)の100分の10に相当する額(1月あたり18,600円を限度とする。)を支払わなければならない。ただし、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

(1) 市町村民税世帯非課税者(利用者及び当該利用者と同じの世帯に属する者(当該利用者が18歳以上である場合にあっては、当該利用者及びその同一の世帯に属する配偶者に限る。以下同じ。)がサービスの利用があった月の属する年度(サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)を課されない場合における当該利用者をいう。)

(2) 生活保護受給者(利用者及び当該利用者と同じの世帯に属する者がサービスの利用があった月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合における当該利用者をいう。)

(利用者負担の特例)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、利用者が法第31条の規定による介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合においては、利用者は、サービスを提供した受託者に対し、サービス費用に次に掲げる割合を乗じた額(1月あたり18,600円を限度とする。)を支払うものとする。
100分の100から当該特例に係る割合を控除したもの

(委託料)

第10条 受託者に対する事業の委託料は、サービス費用から前条の規定により利用者が負担すべき額を控除した額とする。

2 市長は、受託者から前項の規定による委託料の請求があったときは、内容審査の上支払うものとする。

3 久留米市は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

従業者の資格等要件

番号	従業者の資格等	左欄の資格等により従事できる移動支援に係る利用対象者の区分		
		全身性障害者	知的障害者	精神障害者
1	介護福祉士		○	○
2	居宅介護従業者養成研修修了者等(注1)		○	○
3	重度訪問介護従業者養成研修修了者等(注2)	○		
4	行動援護従業者養成研修修了者等(注3)		○	○
5	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する政令で定める者		○	○
6	旧支援費制度における居宅介護等事業の従事経験者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの(注4)	○	○	○
7	全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者等(注5)	○		
8	知的障害者外出介護従業者養成研修修了者等(注5)		○	

注1 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第2号、第5号又は第8号に該当する者をいう。

注2 告示第3号、第6号又は第9号に該当する者をいう。

注3 告示第4号、第7号又は第10号に該当する者をいう。

注4 告示第12号に該当する者をいう。

注5 次のいずれかに該当する者(それぞれ対応する部分に係るものに限る。)をいう。

(1) 告示第13号、第14号又は第15号に該当する者

(2) 平成18年10月1日以降において、告示第13号、第14号又は第15号に定める研修に相当するものとして都道府県知事等が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第2（第9条・第10条関係）

サービス費用一覧表

所要時間	30分ごとの金額
1時間30分未満	1,500円
1時間30分以上	900円

注 本表の単価については、指定障害福祉サービスにおける地域区分別単価のうちその他単価を示したものであり、その他の区域の単価については、指定障害福祉サービスの居宅介護等における地域区分別単価に基づいて定められるものとする。